

最高裁秘書第1470号

令和3年5月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年3月19日付け（同月22日受付、第021070号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2年6月30日付け契約書（司法研修所におけるOffice365初期作業及び共通基盤設定作業等の委託）（片面で14枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）、公にすることにより司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

契 約 書

司法研修所におけるOffice365初期作業及び共通基盤設定作業等の委託（以下「業務」という。）に關し、発注者最高裁判所と受注者株式会社大塚商会とは、次の条項並びに別紙仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 司法研修所におけるOffice365初期作業及び共通基盤設定作業等の委託
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約金額 金2,662,000円
(うち消費税及び地方消費税額 金242,000円)

（成果物の納入期限及び場所）

第2条 成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（下請等の禁止）

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督等）

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（検査及び納入）

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における

検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、すべての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第4項又は第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったとき（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第14条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 納入された成果物に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条第2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第7条第2項、第4項又は第6項の規定に基づき成果物の納入を受けた日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

（秘密の保持）

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

（1）この契約の条項又は別紙仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（2）監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

（3）詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

（4）民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（受注者の契約解除権）

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

（1）この契約の条項若しくは別紙仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

（2）著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となつた場合

（3）民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができ

きないと認められる場合

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならぬ。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならぬ。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならぬ。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）

に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならぬ。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）；受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

- 2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。
- 3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。
- 4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

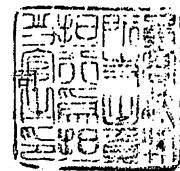
(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

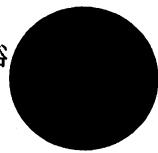
この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和2年6月30日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏本厚



受注者 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号
株式会社大塚商会
代表取締役 大塚裕



(別紙)

仕 様 書

1 件名

司法研修所における Office365 初期作業及び共通基盤設定作業等の委託

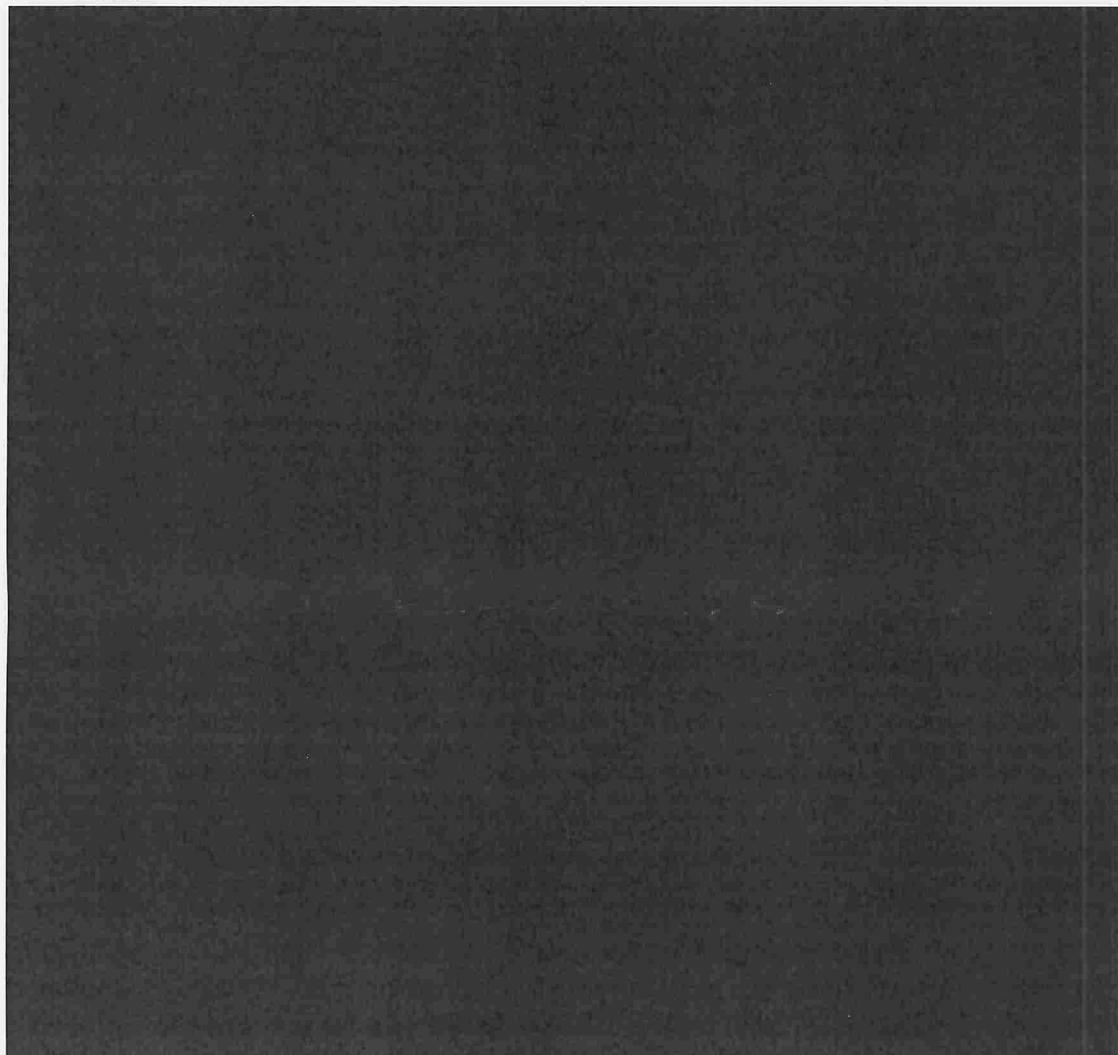
2 本業務の趣旨及び調達の目的

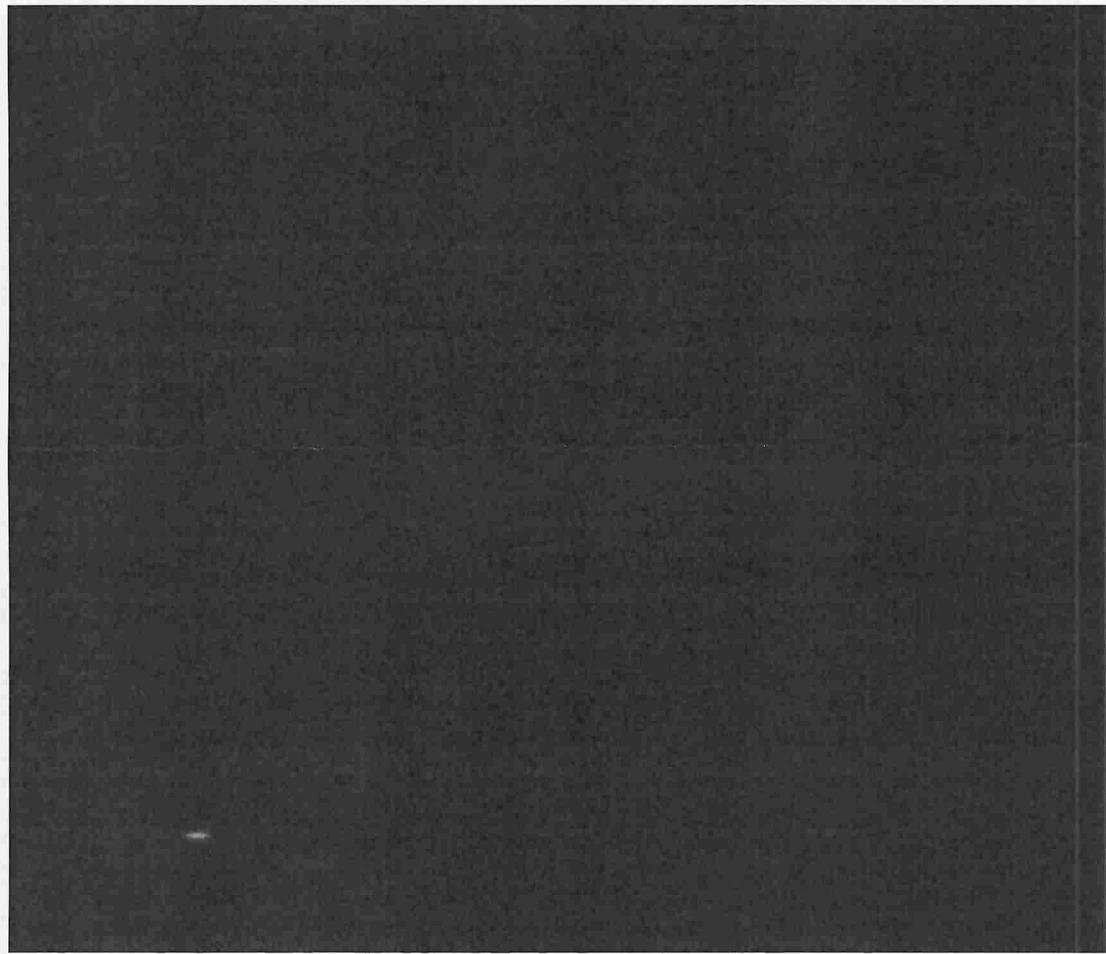
本業務は、司法修習におけるオンラインによる修習の実施において Microsoft TEAMS を利用するため Office365 初期作業及び共通基盤設定作業等を行ったうえで、Microsoft TEAMS 利用のための初期設定及び環境構築作業等を行い、オンラインによる修習実施のための初期環境構築を目的とするものである。

3 履行期間

契約日から令和2年7月17日（金）まで

4 本業務の内容





- (3) Microsoft TEAMS へのログインのための簡易な説明や必要な情報 (ID・パスワード, URL 等) を記載した通知書 (以下「ID等通知書」という。) を対象者ごとに作成し, 封入したものを納品する。ID等通知書の詳細な内容及び封入方法については, 契約締結後, 発注者と協議を行いながら策定するものとする。
- (4) 報告書 (組織図, パラメーターシートを含む), ID・パスワード等の管理台帳 (以下「管理台帳」という。), ローデータ及び導入手順書 (管理者向けマニュアル) の作成受注者は, (1)及び(2)の設定項目や設定内容を取りまとめた報告書及び設定をした ID・パスワード等の情報を取りまとめた管理台帳, ローデータを作成する。報告書及び管理台帳等の仕様 (内容・形式等) については, 受注者は発注者にサンプルを提示し, 事前に発注者の承認を得ること。
- また, 発注者において, 設定内容等を変更 (新規登録を含む) する際に利用できる導入手順書を作成する。導入手順書については, 図表や操作画面の画像を利用するなどのわかりやすい形式となるよう配慮して作成する。
- (5) 受注者は, 発注者の具体的な使用方法を確認したうえで, (1)及び(2)の業務において, 運用, 保守, 管理に関する助言や具体的な設定項目等の仕様についてよりよい提案を行

うなど、契約締結後、発注者と協議を行いながら策定するものとする。

5 実施計画

受注者は、契約締結後、次の項目を記載した実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

- (1) 本業務の工程及びスケジュール
- (2) 具体的な作業方法
- (3) 導入作業を迅速に行うための措置
- (4) 本業務体制図
- (5) 業務中に保持する情報の管理体制

6 成果物等

(1) 成果物

ア ID等通知書 (4(3)) 印刷物 対象者全員分

(A4版プリントで印刷し、対象者ごとに封入したもの。)

イ 報告書 (4(4))

- ・ 紙媒体 3部
- ・ 電磁的記録媒体 1部

(Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式又はPDF形式とすること。)

ウ 管理台帳 (4(4))

- ・ 紙媒体 3部
- ・ 電磁的記録媒体 1部

(Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式又はPDF形式とすること。)

エ ID・パスワード等のローデータ (4(4)) 紙媒体及び電磁的記録媒体 各1部

(対象者ごとに一覧になったもの。電子データはMicrosoft Excel形式によること。)

オ 導入手順書 (4(4))

- ・ 紙媒体 3部
- ・ 電磁的記録媒体 1部

(Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式又はPDF形式とすること。)

(2) 提出物

ア 実施計画書 (5) 紙媒体及び電磁的記録媒体 各1部

イ 廃棄完了報告書 (8(5)) 紙媒体及び電磁的記録媒体 各1部

ウ 業務完了報告書 紙媒体及び電磁的記録媒体 各1部

(いずれも、電子データについては、Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式又はPDF形式によること。)

(3) 成果物等の書式等

使用言語は、日本語とする。

書面及び図表等の電子データのファイルは、簡潔で一義的に理解できる体系的なフ

ファイル名とすること。

ア 書面によるものについて

(1)及び(2)の各書面の書式は、日本産業規格（JIS P0138）A列4番縦置き、横書き左縫じとし、2穴パンチによる編てつを考慮したレイアウトとすること。なお、図表については、必要に応じてA列3番横置きを可能とする。

イ 電磁的記録媒体によるものについて

電磁的記録媒体の記録方式は、

において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

(4) 納入期限

ア 4(1)及び(2)の作業 対象者一覧表受領日の翌日から起算して7日以内の日
発注者において使用できる状態に設定をしたうえで納入すること。

イ (1)ア、イ、ウ及びエ 対象者一覧表受領日の翌日から起算して7日以内の日

ウ (1)オ 対象者一覧表受領日の翌日から起算して14日以内の日

エ (2)ア 契約締結日の翌日から起算して10日以内の日

オ (2)イ及びウ 対象者一覧表受領日の翌日から起算して30日以内の日

なお、いずれの納入期限も、最終日が裁判所の休日に当たるときは、その翌開庁日までとする。

また、受注者は、成果物等について、発注者が適切に内容を確認できるようにするため、納入期限までに十分な検査期間が確保できるように発注者に提出すること。

(5) 納入場所

埼玉県和光市南2丁目3番8号 司法研修所

(6) 納入方法

原則として持参により行うこと。

7 納入物についての検査

(1) 納入前検査

受注者は、成果物又は提出物を納入する際には、納入前に検査を確實に実施し、内容の正確性に万全を期すこと。

(2) ウイルス検査

受注者は、電子データで納入する成果物又は提出物について、必ずウイルス検査を実施し、ウイルスに感染していないことを確認すること。検査を実施する際のパターンウイルスは、常に最新のものを使用すること。

(3) 検査の完了

発注者が納入物に不備がないことを確認した時点をもって検査の完了とする。

また、発注者が行う納入物の検査において、瑕疵が判明した場合、受注者は、発注者の指示に従い、指定された期間内に必要な修正又は再度データ作成等の業務を行い、納入すること。

8 機密保持及び情報保護等

- (1) 受注者は、本業務の実施に関して入手し、又は加工した情報及び実施結果を発注者の承諾を得ることなく、第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。また、アンケート等について複写又は複製等をしてはならない。これらの必要がある場合には、事前に発注者と協議して承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施に関し入手した個人に関する情報について、漏えい、滅失若しくはき損をし、又は本業務以外の目的に利用してはならない。
なお、万が一、個人に関する情報の漏えい、滅失、き損又は改ざん等の事故が発生した場合には、直ちに事故の内容を発注者に報告するとともに、被害の拡大を防止する措置をとらなければならない。
- (3) 受注者において保管する情報については、不正アクセス及びデータ漏えい等のリスクに対し、ユーザIDによるアクセス制御、ファイアウォールによる外部からの不正アクセス防止及びデータの暗号化等、安全管理上必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、(1)から(3)のほか本業務に関する情報の機密保持及び個人情報保護に関して適切な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、本業務終了後、本業務の実施に関して入手し、又は加工した情報を、発注者の指示に従い適切に破棄又は消去し、破棄又は消去した日時、場所、方法等について、書面で発注者に報告しなければならない。
- (6) 受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (7) 受注者は、要員に対し、(1)から(6)までの機密保持及び情報保護等について徹底させなければならない。

9 受注者の条件

- (1) 受注者は、「ISO/IEC27001」又は「JISQ27001」に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を受けていることを発注者に対し、認証登録証の写しなどにより疎明できること。受注者において部署ごとに認証を受けている（又は第三者に委託する）場合には、本作業の担当部署（第三者委託先を含む）が認証を受けていることを発注者に対し、認証登録証の写しなどにより疎明できること。
- (2) 受注者は、過去5年以内に、1500人以上の規模の組織へのOffice365 初期作業及び共通基盤設定作業等の導入支援業務を実施した実績があること。

10 留意事項

- (1) 受注者は、発注者と密接に連絡及び協議を行った上、本業務を遂行するものとする。

受注者が、作業を行うにあたり生じた疑義については、事前に発注者の担当者に確認した上で作業を進めること。

(2) 本業務に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、消耗品費及び雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途発注者に対し請求しないものとする。

(3) 受注者は、本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、次の事項を記載した書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。また、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、発注者の承諾が得られた場合には、受注者は、当該第三者に対し、本仕様書に記載された事項を遵守する義務を負わせなければならない。

ア 委託作業の内容

イ 委託先の名称

ウ 再委託を必要とする理由

エ 委託金額

オ 委託先の管理能力等

カ 委託先に8の義務を負わせること

(4) 受注者が発注者の承諾を受け本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その当該第三者における行為についても受注者が責めを負うものとする。

(5) 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき発注者が定めた「環境物品等の調達の推進を図るための方針」の判断基準を満たすこと。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者との双方の協議により決定するものとする。